

平成 31 年度
事業計画書

～ みんなで 架けよう 幸福の橋 ～

社会福祉法人 島田市社会福祉協議会

目 次

I 基本理念	1
II 重点項目	2
III 事業計画	3
1 法人運営関係	
2 地域福祉の推進	
3 生活支援の実施及び権利擁護に関する推進	
4 在宅介護の支援	
5 委託事業の実施	

平成 31 年度 社会福祉法人島田市社会福祉協議会事業計画

I 基本理念

きづきあい みとめあい 共に生きるまち 島田

平成 30 年度は、記録的な豪雨や酷暑、さらに地震や台風等、大規模な自然災害が多発した年度でありました。

市社協としては、西日本豪雨の被災地である広島県呉市への職員派遣をとおして、社会福祉協議会のあり方を考えさせられる年でもありました。

特に被災地における災害ボランティアセンターの運営では、日ごろの地域の「つながり」が大きな力を発揮しており、改めて地域福祉の取組みを進めることの大切さを実感する機会となりました。

国、県、市では、高齢社会への対応や生活困窮者への支援体制として、地域共生社会の実現、地域包括ケアシステムの深化など、地域福祉を推進する動きが急速となっています。

こうした動きの中で市社協も「安心して暮らせる福祉のまちづくり」に向けて、地域福祉を更に推進する 1 年にしたいと考えます。

地域福祉の推進では、従来の地区社協活動や小地域福祉活動の推進に加え、介護保険制度などの公的なサービスだけでは支援が十分でない高齢者などの課題を解決するため、島田市から生活支援コーディネーター業務を受託し、地域の人々と話し合う機会をつくり、課題解決のための活動を支援します。

また、個別課題の対応では、生活困窮者自立相談支援事業や日常生活自立支援事業などに加え、島田市から権利擁護センター業務を受託し、成年後見制度の推進を図るとともに、判断能力が不十分な方を地域で支える仕組みづくりを進めます。

在宅介護事業では、利用者に満足してもらえる介護保険サービスや障害福祉サービスを提供するとともに、事業所としても健全な経営を維持できるよう、さらに業務改善を進めます。

市社協は、地域福祉事業をはじめ、在宅介護事業、そして島田市から地域包括支援センターの受託事業など、幅広い福祉事業を展開しています。個々の事業を深化、改善するとともに、社協内の連携を強化し、福祉の専門機関として総合力を発揮したいと考えます。そのために、平成 28 年 11 月に新事務所建設時に設置した「福祉のまちづくりセンター」の機能強化、長年にわたり取り組んできた地域福祉事業の見直しなどを行います。

平成から新元号に変わる節目の年に、市社協は今までの地域福祉への取組みの成果や課題を検証し、これからも必要とされる社会福祉協議会であるための事業を進めていきます。

II 重点項目

1 生活支援コーディネーター業務を通じた地域福祉推進

地域包括ケアシステムの中では、専門職による医療や介護の推進だけでなく、地域住民の理解と協力により、高齢者や障がいのある人などを支えることが求められています。

市社協では島田市から島田市生活支援コーディネーター事業を受託し、地域で不足するサービスの開発や地域の福祉課題を話し合う機会として協議体（生活支援をつなぐ会）の開催などの事業を実施してまいりました。

また、こうした事業は、従前からの市社協の活動と重なるものと考えます。本年度も自治会長や民生委員、地域包括支援センターなどと連携しながら、地域福祉をさらに推進してまいります。

2 権利擁護センター業務の受託から権利擁護体制の充実

高齢者や障がいのある人の地域での生活を支援するため、地域包括ケアシステムの構築や各種の福祉サービスが整備される中、一方ではそうした各種サービスの利用や契約、財産の管理などに課題を抱えている人への対応も求められています。

市社協では島田市から受託事業（予定）として権利擁護センターを設置し、判断能力が不十分な人に関する相談支援や成年後見制度の利用促進を図るための広報啓発などを行い、さまざまな機関と連携をして、権利擁護体制の整備をすすめます。

3 福祉のまちづくりセンターの機能強化

平成 28 年 11 月の新事務所建設にあたり、1 階を「福祉のまちづくりセンター」とし、地域住民からの相談を、対象ごとではなくその「家族」や「地域」として一体的に対応するよう取組みを進めてまいりました。

高齢者や障がいのある人、生活困窮者、小地域福祉活動に取り組む人など、多くの地域住民からの相談を受け止め、島田市や地域包括支援センターなど関係機関と一層の連携を図るとともに福祉のまちづくりセンターの機能の見直しを行い、体制の強化を図ります。

4 地域福祉活動計画の策定と社会福祉協議会事業の見直し

現在の地域福祉活動計画は、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間を計画期間としています。平成 31 年度は、次期の地域福祉活動計画に向けて、策定委員会の開催など作業を進めてまいります。

また、計画の策定の過程では、市社協の実施している事業について、地域福祉の動向、小地域福祉活動やボランティア活動の状況、地域での福祉課題などの様々な観点から見直しを行い、これからの市社協のあり方について考えてまいります。

5 在宅介護事業の経営改善

高齢者や障がいのある人の在宅生活を支えるため、各種介護保険事業や障害福祉サービスを展開する中、平成 30 年度の報酬改訂などから、在宅介護事業の経営は厳しい状況にあります。

経費節減、適切な人員配置、業務の効率化などの改善を進め、適正で健全、そして継続的に事業を運営できる体制を構築してまいります。

6 社会福祉協議会職員の人材育成プログラムの作成

市社協を含め福祉事業は「人材」で成り立っている部分が大きいため、職員の人材育成は不可欠です。

職員が働く目標を持ち、意欲的に業務にあたることができるよう職員の研修や資格取得、昇格など人材育成プログラム（キャリアパス）を整備してまいります。

Ⅲ 事業計画

1 法人運営関係

(1) 評議員会・理事会・監査の実施

会議名	時期（予定）	審議予定事項
評 議 員 会	年 2 回	・平成30年度島田市社会福祉協議会事業報告、資金収支決算 ・平成32年度島田市社会福祉協議会事業計画、予算 など
理 事 会	年 4 回	・平成30年度島田市社会福祉協議会事業報告、資金収支決算 ・平成32年度島田市社会福祉協議会事業計画、予算 ・会長、副会長、常務理事の選任 ・評議員会の招集 ・会長及び常務理事職務執行状況報告 など
監 査	年 2 回	・決算監査（平成30年度分） ・中間監査（平成31年度上半期）

(2) 会員・会費制度の取り組み

市社協事業への理解と協力を得るため会員・会費制度の推進を図ります。

区分	時期（予定）	取組内容
一 般 会 費	6～7月	自治会・町内会を通じて各世帯へ依頼（1口：300円）
賛 助 会 費		篤志家、市役所職員、市社協職員等へ依頼（1口：1,000円）
団 体 会 費		福祉団体、ボランティア団体、地区社協等へ依頼（1口：2,000円）
施 設 会 費		福祉施設へ依頼（1口：5,000円）
特 別 会 費		民間企業へ依頼（1口：3,000円）

(3) 自主財源の確保

区分	時期（予定）	取組内容
寄 附 金	年間	個人、団体、企業等からの寄附金を受付
寄 附 物 品		個人、団体、企業等からの寄附物品を受付
駐 車 場 貸 出 管 理		横井向島線の高架下を駐車場として貸出
自 動 販 売 機 管 理		北部ふれあいセンター等4か所に自動販売機を設置

(4) 各種研修の実施

①職員対象

区分	時期（予定）	取組内容
法 人 運 営	随時	会計、経営、労務管理等に関する研修（参加）
地 域 支 援		地域福祉、生活困窮、権利擁護等に関する研修（参加）
地域包括支援センター		包括支援センター職員としての研修、認知症等に関する研修（参加）
生きがいデイサービス		介護予防、自立支援、レクリエーション等に関する研修（参加）
介 護 関 係		介護技術、介護予防、事業所運営等に関する研修（参加）

②全体研修

区分	時期（予定）	取組内容
全 体 研 修	10月	法令遵守、接遇、コミュニケーション等に関する研修

③役員・評議員対象研修

区分	時期（予定）	取組内容
役 員 研 修	年 1 回	「社会福祉協議会」「島田市の福祉」等についての研修

④市社協職員人材育成プログラムの作成

市社協職員が目標を持ち、積極的に業務を遂行することを目的に、研修受講や資格取得などを計画的に行う人材育成プログラム（キャリアパス）を作成します。

(5) 各種会議・委員会の開催

区分	時期(予定)	取組内容
運営会議	月1回	会長、副会長へ運営状況の報告及び事業予定の確認等
業務会議	随時	会長、常務理事と業務に関する検討
苦情解決第三者委員会	10月、3月	第三者委員への苦情の報告からサービス向上への検討
衛生委員会	年2回	(内部) 職員の健康管理に関する検討
交通安全委員会	年1回	(内部) 交通安全に関する取り組みの検討

(6) 社会福祉充実計画の実施

社会福祉充実残額を算出し、平成29年度に作成した社会福祉充実計画に基づき事業を実施します。

(7) 地域福祉活動計画の策定と市社協事業の見直し

区分	時期(予定)	取組内容
策定委員会	年2回	委員委嘱、計画の方向性や市民福祉意識調査に関する検討
市民福祉意識調査	1月	計画の方向性の検討のため、市民へのアンケート調査を実施
事業見直し	年数回	(内部) 職員による市社協事業全般の見直しと将来構想の作成

(8) 関係団体との連携

市社協事業を推進するうえで、特に重要な下記の団体との連携は不可欠なため、各種会議へ出席し説明や依頼をして連携強化を図ります。

①島田市民生委員児童委員協議会

②島田市自治会連合会

(9) 団体事務

①島田市共同募金委員会

区分	内容
島田市共同募金委員会運営委員会の開催	年数回開催
共同募金運動の推進	赤い羽根募金運動、歳末たすけあい募金運動の実施
助成申請の支援	施設・団体が助成申請するうえでの支援

②島田市静霊奉賛会

区分	内容
慰霊行事の支援	年3回、慰霊祭の実施
静霊神社の維持管理	今後の運営を遺族会役員と検討

2 地域福祉の推進

(1) 広報・啓発活動及び交流活動の実施

市民に福祉を身近に感じていただくための各種事業を実施します。

事業名	対象	時期（予定）	説明
①広報紙「みんなのふくしだより」の発行	市民一般	年4回	自治会・町内会を通じて広報紙を配布し、福祉情報を発信する。
②ホームページ・フェイスブックの公開	市民一般	年間随時	市社協事業の紹介や募集に加え、フェイスブックで市社協関連事業の情報を発信する。
③島田市社会福祉大会	市民一般	2月22日（土）	社会福祉功労者の表彰や福祉活動の発表を実施する。
④社会福祉功労表彰	市民一般	2月22日（土）	社会福祉事業に功労のあった方々や団体を表彰する。
⑤ふれあい広場	市民一般	9月29日（日）	各種福祉関係団体の参加（協力）のもと、福祉体験やステージ発表など交流を図る。
⑥地区イベントへの参加	市民一般	10～11月	各地区へのイベントに参加（出展）し、市社協の周知活動を実施する。
⑦居場所づくり事業「はーとちゃん家」	市民一般	毎週木曜日	「誰でも」「いつでも」「自由に」参加できる機会として居場所づくりを実施する。
⑧居場所連絡会	実施団体	年2回	居場所づくりを行う団体の連絡会を開催し、情報交換や連携強化を図る。
⑨こころに病気のある方を支える家族のつどい	市民一般	年3回	在宅の精神障害者とともに暮らす家族の交流の機会として開催する。
⑩活動備品の貸出	市民一般	年間随時	地域活動や在宅支援のため、福祉用具やレクリエーション用具を貸出する。

(2) 小地域福祉活動の推進

小地域福祉活動を実施する団体を支援するため各種事業を実施します。

事業名	対象	時期（予定）	説明
①地域福祉活動推進委員会	市民一般	年1回	地域福祉活動計画や小地域福祉活動の進捗報告や推進について検討する。
②小地域福祉活動推進連絡会	実施団体	年3回	地区社協等の情報交換や研修の機会として開催する。

(3) 福祉教育の推進

福祉にふれ、学ぶ機会をつくり、福祉への理解と関心を高めます。

事業名	対象	時期（予定）	説明
①福祉教育推進事業	市民一般	年間随時	福祉出前講座をはじめ、手引きの作成や学校等との連絡会を開催する。
②福祉教育体験学習事業	市民一般	7～8月	夏休み期間の体験学習や福祉のつどいを開催する。
③福祉講演会（全体講演会）	市民一般	2月22日（土）	福祉に関係のある著名人を招いて講演会を開催する。（社会福祉大会と同日）
④福祉講演会（定期セミナー）	市民一般	年3回	身近な福祉問題について学ぶ機会として開催する。

(4) ボランティア活動の推進

ボランティアを始めたい方、ボランティア活動をする方や団体を支援します。

事業名	対象	時期（予定）	説明
①ボランティア相談	市民一般	年間随時	ボランティアに関する相談への対応、ボランティア活動保険の取り扱いをする。
②ボランティア活動の手引きの作成	市民一般	4月	ボランティア希望者向けに市内福祉施設・団体等を紹介する冊子を作成する。
③収集ボランティア活動	市民一般	年間随時	「使用済切手」「ベルマーク」「ペットボトルキャップ」等の収集活動をする。
④ボランティア団体等連絡会	実施団体	年2回	ボランティア団体等の連絡会を開催し、情報交換や連携強化を図る。
⑤ボランティア活動室の貸出	実施団体	年間随時	ボランティア団体等の活動場所として、保健福祉センター内の活動室を貸出。
⑥ボランティア入門講座	市民一般	年3回	ボランティア活動をする人材育成のための講座を開催する。
⑦福祉レクリエーション講座	ボランティア	年4回	高齢者ふれあいサロン等で活動するボランティアがレクを学ぶ機会として開催する。
⑧ボランティア受入施設連絡会	各種施設	年2回	福祉施設を対象に、ボランティアに関する情報交換の機会として開催する。
⑨災害ボランティアセンター立ち上げ訓練	ボランティア	1月	災害発生時に円滑に運営できるように、立ち上げ訓練を開催する。
⑩災害ボランティアコーディネータースキルアップ講座	ボランティア	年1回	災害ボランティアセンターで活動するコーディネーターが事例を学びスキルアップする講座を開催する。
⑪災害ボランティア連絡会	ボランティア	年4回	災害ボランティアコーディネーター等の情報交換や研修の機会として連絡会を開催する。

(5) 市内福祉活動団体への補助金・助成金の交付

市内で福祉活動をする各種団体への補助金・助成金を交付します。

事業名	対象	時期（予定）	説明
①地区社協補助金	地区社協	6月	地区社協の運営や活動のための補助金
②福祉団体等補助金	福祉団体等	6月	福祉団体等の活動支援のための補助金
③ボランティア活動推進補助金	ボランティア団体	6月	ボランティア団体の活動支援のための補助金
④地域ふれあい活動等補助金	実施団体	6月	「高齢者ふれあいサロン」「子育てサロン」「地区福祉の会」の活動への補助金
⑤居場所づくり事業補助金	実施団体	年間随時	居場所づくり事業を行う団体への活動支援のための補助金
⑥地域福祉活動外出支援助成事業	実施団体	年間随時	各種福祉団体が外出事業を実施した際の車両の借上料の一部を助成する。
⑦ボランティア・地域福祉活動団体資機材購入費助成	実施団体	10月	各種福祉団体が活動に必要な資機材を購入する際に一部を助成する。

3 生活支援の実施及び権利擁護に関する推進

(1) 相談支援・生活支援に関する事業

生活に課題を抱える家庭への支援をします。

事業名	対象	時期（予定）	説明
①福祉総合相談	市民一般	年間随時	生活困窮者や高齢者、障がいのある人等、生活に困難を抱える人の相談に応じる。
②小口資金貸付	市民一般	年間随時	低所得世帯へ一時的に必要な生活費を貸付ける。（1世帯10万円上限、要連帯保証人）
③生活援護費貸付	市民一般	年間随時	低所得世帯へ一時的に必要な生活費を貸付ける。（1世帯3万円上限）
④高額療養費貸付	市民一般	年間随時	医療費が高額となり経済的な支援が必要な世帯へ保険適用分に該当する資金を貸付ける。
⑤生活福祉資金貸付 ※静岡県社協から受託	市民一般	年間随時	総合支援金等、県社協の資金貸付窓口業務を行う。
⑥就労応援	市民一般	年間随時	就職活動費用の支出が困難な人へ履歴書作成費や交通費等を支援する。
⑦ライフライン復旧支援	市民一般	年間随時	電気・ガス・水道が停止などしている世帯へ代金を本人に代わり支払いをする。
⑧緊急食糧支給（商品券）	市民一般	年間随時	低所得世帯へ緊急的な支援が必要でフードバンクでは対応できない場合に支給する。
⑨歳末たすけあい運動	市民一般	12月	歳末たすけあい募金を活用し、支援が必要な世帯へ「年越し支援金」を贈呈する。

(2) 権利擁護関係

島田市社協として権利擁護体制を整備します。

事業名	対象	時期（予定）	説明
①権利擁護相談	市民一般	月1回	リーガルサポート静岡支部の協力のもと司法書士による成年後見制度等の相談を実施する。
②法人後見	家庭裁判所から選任された人	年間随時	家庭裁判所から選任を受け、法人として成年後見業務を行う。

※平成30年度で終了

「法律相談」 … 島田市の法律相談と重なるため

「食糧等支援」 … フードバンク事業へ移行

4 在宅介護の支援

(1) 介護保険事業

高齢者の在宅生活及びその家族を支援するため各種事業を展開します。

事業名	事業所	対象者	説明
① 居宅介護支援	しまだ かわね	要介護・要支援・総合事業対象者	ケアマネジャーによる相談及びサービス計画の作成をする。
② 訪問介護（総合事業訪問介護）	しまだ かわね	要介護・要支援・総合事業対象者	ホームヘルパーによる身体介護、生活援助のサービス提供をする。
③ 訪問入浴（介護予防訪問入浴）	しまだ かわね	要介護・要支援認定者	入浴車で各家庭を訪問し、入浴サービスを提供する。
④ 地域密着型通所介護※	北部	要介護・要支援・総合事業対象者	入浴や食事の提供、機能訓練やレクリエーション等のサービスを提供する。
⑤ 通所介護（総合事業通所介護）※	かわね	要介護・要支援・総合事業対象者	入浴や食事の提供、機能訓練やレクリエーション等のサービスを提供する。
⑥ おでかけデイサービスさくら	かわね	要支援認定者・総合事業対象者	介護予防のため、体操や運動を中心としたサービスを提供する。
⑦ 指定介護予防支援	第二包括、金谷包括、川根包括	要支援認定者・総合事業対象者	地域包括支援センター職員による相談及びサービス計画の作成をする。

※島田市からの指定管理事業

(2) 障害福祉サービス事業

障がいのある人の在宅生活及びその家族を支援するため各種事業を展開します。

事業名	事業所	対象者	説明
① 居宅介護	しまだ かわね	障がいのある人	ホームヘルパーによる身体介護、家事援助のサービス提供をする。
② 重度訪問介護	しまだ かわね	障がいのある人	重度の肢体不自由等、常に介護を必要とする人にサービスを提供する。
③ 同行援護	しまだ	視覚障がいのある人	視覚障がいのある人の外出時にガイドヘルプなど必要なサービスを提供する。
④ 特定相談支援	しまだ	障がいのある人	障がいのある人が適切なサービス利用ができるようにサービス計画を作成する。

(3) 独自事業

市社協として独自にサービスを展開し、高齢者の生活を支援します。

事業名	事業所	対象者	説明
① 介護保険対象外生活支援サービス	しまだ かわね	要介護・要支援・総合事業対象者	通院時の付き添いなどのサービスを提供する。

5 委託事業の実施

(1) 島田市からの委託事業

島田市から委託を受けた事業を推進します。

事業名	対象	時期（予定）	説明
①地域包括支援センター	高齢者	年間実施	「第二中」「金谷中」「川根中」学区で実施。高齢者の総合相談窓口としての対応をはじめ「権利擁護」「包括的・継続的ケアマネジメント支援」「小地域ケア会議」「介護予防普及啓発」等を実施する。
②重度障害者等移動支援車両貸出事業	障がいのある人等	年間実施	車いす等で生活のため、公共交通機関の利用が困難な人へ福祉車両を貸出する。
③家族介護者交流事業	介護者	年間実施	在宅で高齢者を介護する人へ交流や学習、リフレッシュの機会をつくる。
④生活支援コーディネーター活動事業	市民一般	年間実施	高齢者の生活を支えるためのサービス開発をはじめ担い手の育成、市民理解を促進する講演会の開催、地域での話し合いの機会をつくり、支えあいの輪を広げる。
⑤子どもの居場所づくり事業	ひとり親家庭の児童	年間実施	学習支援や生活支援を中心とした居場所づくりを実施する。
⑥生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮者	年間実施	個々の状況にあわせた相談対応をし、就労や社会参加に向けて支援をする。平成31年度からは、家計改善支援事業を受託し、家計を含めた相談支援を実施する。
⑦権利擁護センター	市民一般	年度内に設置	相談支援や広報啓発などを行い、成年後見制度の利用促進を図り、高齢者や障がいのある人の権利擁護に関する支援体制を整備する。
⑧生活支援員派遣事業	総合事業対象者	年間実施	買い物、調理、掃除、洗濯等を利用者とともに行うサービスを提供する。
⑨移動支援事業	障がいのある人	年間実施	屋外への外出が困難な障がいのある人へ、外出支援をする。
⑩障害者訪問入浴サービス事業	障がいのある人	年間実施	障がいのある人で在宅での入浴が困難な世帯へ訪問入浴サービスを提供する。
⑪生きがい活動支援通所事業	介護保険の認定を受けていない高齢者	金谷 月～金曜日 伊久身 月・水・金	レクリエーションや体操等を通じて介護予防を図るサービスを提供する。
⑫川根介護予防拠点施設「ふれあい健康プラザ」※	高齢者	年間実施	介護予防や健康増進の拠点として、施設の管理や運営を行う。

※島田市からの指定管理事業

(2) 静岡県社会福祉協議会からの委託事業

静岡県社会福祉協議会から委託を受けた事業を推進します。

事業名	対象	時期（予定）	説明
①日常生活自立支援事業	高齢者や障がいのある人で判断能力が不十分な人	年間実施	個々の支援計画に基づき、福祉サービス利用援助を基本とした支援をする。

※平成30年度で終了

「げんき教室」 … 島田市の方針変更（川根分を他地区と統合）

